

山本
佐の
守

昭和三十五年十一月二十九日招集

第六回市議会臨時会々議録

館山市議會臨時會々議錄

昭和十五年十一月招集

十一月二十九日(火曜日)

一現在議員三四名でその氏名次の通り

- 一 番 山 本 昇 二 番 脇 田 順 一
- 三 番 三 沢 節 四 番 志 村 信 作
- 五 番 岩 崎 静 敬 六 番 嶋 田 繁
- 九 番 吉 田 勇 治 郎 一〇番 佐 野 信
- 一一番 川 名 彦 吉 一 二番 黒 川 佐 太 郎
- 一 三番 長 谷 川 光 江 一 四番 江 田 徳 太 郎
- 一 五番 小 林 寅 三 助 一 六番 石 井 孝
- 一 七番 安 沢 徳 順 一 八番 安 西 政 治
- 一 九番 法 木 嗣 郎 二 〇番 萩 生 四 七 郎
- 二 一 番 後 藤 切 三 二 番 田 中 禄 郎

二三番 吉田辰雄 二四番 飯田義男

二五番 鈴木市藏 二六番 鈴木彦太郎

二七番 田中忠藏 二八番 加藤良太郎

二九番 徳山日禰子 三〇番 北山茂雄

三一番 田村喜兵衛 三二番 鈴木不孝

三三番 山口幸三 三四番 松本藤太郎

三五番 山口康 三六番 鴻貫狂作

一議事日程

第一議案第九号 館山市公営住宅新設工事請負契約締結について

第二議案第九号 波石向漁港災害復旧工事請負契約締結について

一法第百二十一条による出席説明員

市長 田村利男

助役 没 小出武男

總務課長 山口実

建設課長 新井重助

商工水産課長 羽山彦雄

祕書課長 山本潤祖

一本議会の事務局長書記および職員

事務局長 高梨清一

書記 太田博雄

職員 兵藤恭一

同 山口晴之

一千後二時十分開会

一出席議員 三一名

一欠席議員 三一名

二番 脇田順一 二九番 遠山ヨネ子

三六番 鴻貫壮一

議長山本 早 君 本日の出席議員数=九名

六圓市議會臨時會を開会いたします。

本臨時會へ議案審議のため田村市長、小出助役、定産収入
役 山口課長、新平課長、羽山課長、山谷保長以上の出席
を求めましてこの報告いたします。

會議録署名員の決定を行います。

本臨時會へ會議録へ署名員に一〇番議員佐野信君
一八番議員安西政治君以上両君を指名いたします。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長山本昇君御異議なしと認めます。

よって決定いたします。

議案を配付いたします。

(議案配付)

議長(山本昇君)配付ははごさいませんか。

なりと認めます。

会期の決定を行います。

本臨時会の会期について議会運営協議会の意見は本日
一日といたうこととあります。

お認めいただけます。会期を一日と定めますことと御稟議
ありませんか。

(稟議「——」と呼ぶ者あり)

○議長(山本 早 君)御稟議「——」と認めます。

よって決定いたします。

本日の議事はお手えに配付の日程表とよりご花いります。
この際議案説明のため市長の発言を求めます。

(田村利男 君 登壇)

○市長(田村利男 君)本日臨時市議会を招集いただきまして当面取急
急を要する案件につきまして御審議を願うことといたす。

一七次第でございませう。

提案一より二案件といはれまして一は第一に館山市公営住宅新設工事請負契約の件でございませう。

第二として波左間浸港災害復旧工事請負契約の締結でございまして詳細は担当職員より説明させていただきます。よろしく御審議の上御議決のほどとを御願ひ申し上げらる次第でございませう。

議長(山本 早) 君 日付第一議案第九号を上げたいと思います。

(書目 朗読)

議案第九号 館山市公営住宅新設工事請負契約の締結について建設課長(新井 重助) 君 議案第九号について御説

明いたします。

公営住宅はかねてより建設を急いであります。この今更にようやく設定の承認を得ましてこの請負をいよいよと考へた次第でございませう。

入札は本月の二三日市内の請負業者一〇社を選定し
マシマシと その氏名は宇山工業株式会社 計工務店
高橋工務店 岡下次郎 石井工務店 山崎工務店 富士
建設株式会社 田辺工務店 渡辺政雄 館山工業
株式会社 以上一〇社を指名しマシマシと競争入札に
しマシマシの結果 渡辺政雄が六百四十万円、最低で
ございましマシマシで 渡辺政雄と契約を締結して本工
事の完成を期しマシマシと思ひます。

内容を申しあげますと 第一種住宅と第二種住宅がござい
ます。 第一種は坪数が一〇坪五合で、これが丁ニ戸
第二種住宅は 建坪が一坪五合で八戸 合計二〇戸運こ
る予定でございします。 これに伴いマシマシと付近の道路
をなおす予定です。 裏に囲面がございします。 で、これに
よって説明いたします。

果
道が書いてございす。洲の傍の方にかく道路で
ございす。子定地といましては中々三本道
路を作りましてそれが四メートルの道路とすわ
て一番右に書いてある。これが中央道路として作りま
す。あとは建築基準法に従いまして幅四メートル
の道路を作りまして。道路を作り下水を作り
幸い宮城水道が参って作りまして。これで引い
て全部の工費といまして六百四十万円。
渡辺政雄が「落札いまして。それでこれと契約い
工事の完成を期したいと思つて作ります。

。四番(志村信作君)宮城水道を利用されるお話しです。が
昨手当りは水不足であつた。たうに聞いて作りますが
新トこれだけの家に水道を引くことになりますと
ます。水不足になると思ひます。がそれの対策はお

考之にござらう、いやいすすか。

建設課長(新井重助君)一応これをや、てみまうて将来足

らばい場合には井戸施設等考えていまうたいと思つてエリ

まう下

ニ、番(萩生田七郎君)これが着工定取期日入居方法、これが

運営管理方法等について簡単に御答弁願ひたい。

建設課長(新井重助君)着工は本日御承認願ひれば昨日

契約いっしょして約二〇月間と予定してエリまうすの

で三月初旬竣工させる予定でございませう。

福祉事務所長(長谷川玄治君)管理運営の面で御答弁

申しあげます。

入居者の選考は住宅に困窮する度合と違ひまして

細かい点教判がございませうが、これを検査いっしょして

点教の多い人が住宅に困つておる、こういうことで点教

の多い方から入居をきめていくことになるのであります。
なお入居者の公募と申しますか、これは新圃や志
報等で全部にわたるようによく周知徹底の上公募
とする、こういうことでございませう。

家賃はつきつきしては付帯工事（除却）等がござ
りませうか、これは、より申しあげたい、せんが大体
二種住宅で千百円見当、一種住宅で二千百円見
当、これはいかと考えてあります。

○二五番（鈴木市蔵君）ちよつと伺います。市営住宅について
五年前入ると買収することができると言われるのですが、その
点について伺ってみたいと思っております。

○福祉事務局長（長谷川治君）五年前という制限はございま
せん。建設省が許可する、その場合は最低三年以上
で、おのり下りしてもいい、となつてあります。大体

建設省の方針としては二八年度以前に建つたものについて
は私に下りて認める。それ以後のものについては
今、ところ私に下りて認めない方針でございます。
五年という期限は別でございます。

○三番(鈴木 孝) 君 那古にこうして住宅がありすが、
あつた下りてもらうたいという意見がありますか。
あればどうなつて取りましようか。

○福祉事務所長(長谷川 治) 君 二八年度住宅と、たと思ひま
すが二八年であれば建設省の許可があれば私に下り
可能である。こういうことにござります。

○三番(鈴木 孝) 君 私に下りかできるようになりませ
の。私に下りていただきますと思ひます。

○三番(栗田村 喜兵衛) 君 富崎の場合どうなつて取りま
すか。福祉事務所長(長谷川 治) 君 富崎の住宅は果
実管と申して

しても災害住宅ということと建設といえどもため
現在のところは払い下げ不能でございます。

来年ありりにござりますと建設省の予算関係から
財源をさくしても多く得ると払い下げになる可能性
もあります。今までのところ払い下げの可能性はあ
りません。

二四番(江田徳太郎君)この工事の施行につきまして監督
監査の点でございますが市におきましてこの課
がやるかお伺いいたします。

建設課長新井重助君お答えいたします。

本件は建設省関係で建設課が一切責任をもちて
施行いたします。これは国庫補助関係がござります
のでござりますと会計検査院へ検査がござります。
なるべく検査に通るようになりたいと思っております。

○三四番(松本)藤太郎君 筆名に軍の私の下りの建物 厚生寮
です。大分入っておられるので下が 手配が 大部たつてお
つて 危険建物として 退去を命じられたというところ
新聞で知ったのでございしますが、その後、そこに住んで
ある方たち。話しをお聞きますと、市営住宅がで
きる、その方へは、ばうくの向だから入れてもらいたい
市営住宅ができれば優先的に入れていくと、こういって
ようなことと、これは責任のある人ではなないで、別
にエドして、より、まず、せんが、果してさういうような考
えが、きつとあるのかどうか、今後、実際に、これをやっ
ていくとき、さういって、さういふも、を考慮されていく
のかどうか、この点と、不同い、と、思っています。

福祉事務部長(長谷川) 宏治君 回答之申して、さげます。

いろいろ入居者の条件等があり、ます、うで、その条件が同

程度であればなるべく厚生寮に入つてある方を優先
 させたいと考えて取りまゝが条件がいろいろ違つた場合に
 は厚生寮に入つておつても優先的に入れるといふこ
 とは私どもとしては考えて取りません。

○三四番一松本藤太郎君のわりまゝ。今厚生寮に入つて
 おる人々にはどの位あるかわかりませんが、いそぐらく
 一定の収入のある方であれば退去を命じらうかとい
 うという関係上最大の考慮が払われて新しい市
 民住宅といふ条件として整理してあると思つた
 べし。今おつしやるのは家族の人数構成あるいは収
 入、家賃が払えるかどうかをいふこと。

現在どの位世帯がありまゝか。

○福祉事務所長(長谷川 宏治 君) 現在ニ三世帯入つてありまゝ。

○三四番一松本藤太郎君(資格のあると思われれるのはどの位あ

りますか、

福祉事務部長(長谷川 広治君)資格と申しましたもいろいろあるのですが収入の面から考之ていきますと第一種住宅に
住宅にかりますのは一万六千円以下 第二種住宅に
入りますのが一万六千円から三万二千円までの間と
なっておりますが収入面では第一種住宅にかります
一万六千円の世帯が大却命である。入居者の条例と申
しますのはもともといろいろ細かい条例もありましたので
一概に厚生寮に入っているから優先させるというこ
とは考之ておりません。

三四番(松本 藤太郎君)よくわかりました。

向題は危険建物に入っております。市民住宅ができる
で入っております。ミウいうふうに入っております人はい
ある。だからさういう点を考慮して今から誤解を

トエグります

本工事は去る三三三年の十一月の台風一三号で被害を受けました波左間漁港の所収提の災害復旧工事であります。同の災害復旧の査定が終つておりますので本年度の当初予算に下さずしてこの工事費の予算が議決をいたすのでございませう。

又、今回市内の請負業者のうち館山工業、安藤建設、高橋工務店、工務店、大滝工務店の五社を指名いたしまして競争入札をしましての結果最低入札者の大滝工務店と本議案のようど請負契約を締結しようとするものでございませう。なお工事の内容で

ございませうが防波堤の先端のめがため補強工事といはれまして延長一六メートル、水中はら打りコンクリートとして六五・三五立方メートル、その他

倒壊の据付け工事と一まゝに大体へ取りつける
ことになつてあります。以上。

○三 番(田村喜兵衛君)今災害工事といつてあります。が
その一部において果単となつてあります。が、それ
については、

○商工水産課長(羽山彦雄君)当初予算に際し申して
まいりました。これは三年年度の災害として
国庫補助金によつておそれに対しては、果
単の補助金が
査定されておるわけでありまして、果
単事業に
は、ありません。

○三 番(田村喜兵衛君)全部国庫ですか。

○商工水産課長(羽山彦雄君)国庫補助金が大体三分の二
六六、七〇、五十一、四、千、月、果
単の補助金が、一〇〇分の一、五、
三、九、千、月、これが向うかうくるもの
でございます。

。三一番(田村喜兵衛君)工事の負担金は地えがどの位か。すか。

。商工水産課長(羽山房雄君)地え負担金は工事費のうち工事
労費を除いた七十四万九千円に対する国庫と県費
の補助金を除いた額に二分の一に当ります。十
月でございす。

。三一番(四村喜兵衛君)それは館山市全額で下か。
。商工水産課長(羽山房雄君)館山市はそれ以外に市の持出
しが十一万七千円にございす。

。三一番(田村喜兵衛君)この漁港の問題は県においても
第一種漁港は水産課において、第二種は建設課
においてという問題がありますので館山市もこ
れを水産課でなくて建設課へもっていったらいい
かかと思ひます。これをこの際要望いたします。

○議長山本 昇(君)議案第九三号は討論省畧 原案通り
決定、ハ、マ、ス、コ、ト、ハ、御異議、ニ、マ、イ、マ、セ、ン、カ、

(「異議アリ」と呼ぶ者あり)

○議長山本 昇(君)御異議アリと認めます。

よ、つ、て、議案第九三号は原案通り決定、ハ、マ、ス、コ、ト、
以上で本日、の、会、議、を、終、り、す、。 内、合、ハ、マ、ス、

二時三十分内会

昭和三十一年十月二十九日

右会議の次第を録し、之、に、署、名、す、

館山市議會議長

同 署名議員

同

山本 昇
安西 政治
佐野 信

